

# 「さやまプラスパートナー」のあり方についての方針

～中学校部活動から「さやまプラス」へ～

令和8年（2026年）年 2月

大阪狭山市教育委員会

## はじめに

大阪狭山市における中学校部活動は、子どもたちが文化やスポーツに親しむ貴重な機会を提供し、異年齢の交流を通じて豊かな人間関係を育むとともに、自己肯定感や責任感、連帯感を培う場として、子どもたちの健全な成長に大きな影響を与えてきました。しかし、少子化に伴う生徒数の減少が進む中、大阪狭山市内でも部活動の種目数が減少し、選べる活動の幅が狭くなっています。このような状況は、今後、学校単位で部活動を維持することが難しくなることを示唆しています。また、部活動は学校の教育課程外の活動であり、教職員は教育的効果も大きいことから指導に携わってきましたが、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われる現在の部活動の仕組みは限界に達しつつあります。

このような背景を受け、大阪狭山市では、部活動がこれまで果たしてきた重要な役割を尊重しつつ、時代の変化に柔軟に対応するため、令和9年度を目途に部活動を終了し、地域の方々と一緒に活動する新たな枠組み「さやまプラス」を開始します。この新しい活動の仕組みでは、子どもたちが自らの興味に基づいて多様な活動を選び、地域での体験を通じて、さまざまな世代との交流を深めることができると考えています。また、従来の部活動にはなかった種目も取り入れ、地域での学びや新しい価値の創出をめざします。

「さやまプラス」には、地域の文化・スポーツ活動を支えてきた団体や大学、民間企業、NPO、地域団体など、幅広い分野から多くの方々にご参加いただき、「さやまプラスパートナー」として多様な活動を展開することを期待しています。この新たな活動が地域全体の活力となり、子どもたちにとって充実した学びの場となるよう、本方針を基に一緒に取り組んでいただきたいと思います。本方針が、地域の活動がより豊かに発展するための指針となり、「さやまプラス」が子どもたちにとって楽しく魅力的な活動となることを心から願っています。

# 目次

はじめに .....	1
1. 「さやまプラス」について .....	3
(1)大阪狭山市における部活動地域展開の考え方 .....	3
(2)「さやまプラス」の特徴 .....	3
(3)「さやまプラス」の活動内容 .....	4
(4)「さやまプラス」の活動主体 .....	4
(5)スケジュール .....	5
2. 「さやまプラスパートナー」について .....	6
(1)「さやまプラスパートナー」のめざす姿 .....	6
(2)「さやまプラスパートナー」の登録 .....	6
(3)活動方針の策定 .....	6
(4)活動計画の作成 .....	7
(5)効果的な指導 .....	7
(6)活動報告等 .....	7
(7)適正なスタッフ等の配置 .....	8
(8)教職員の兼職兼業 .....	8
(9)事故の防止及び健康管理 .....	9
(10)休養日及び活動時間 .....	9
(11)体罰・暴言・ハラスメントの根絶 .....	10
(12)指導者研修 .....	11
(13)「さやまプラスパートナー」に参加するための移動方法等 .....	11
(14)学校施設の利用 .....	12
(15)中学校体育連盟等が主催する大会・コンクール等への参加 .....	12
(16)会費の適切な設定と保護者等の負担軽減 .....	13
(17)保険の加入 .....	13
(18)個人情報の取り扱い .....	14
(19)登録の取り消し .....	14
3. 大阪狭山市教育委員会等の関わり .....	14
(1)大阪狭山市教育委員会の関わり .....	14
(2)学校の関わり .....	15
4. その他 .....	15

## 1. 「さやまプラス」について

### (1)大阪狭山市における部活動地域展開の考え方

大阪狭山市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、令和9年度に部活動を終了し、平日・休日ともに、子どもたちが地域の方々とともに活動する「さやまプラス」を開始します。

### (2)「さやまプラス」の特徴

- ・地域のスポーツ・文化芸術団体をはじめとした幅広い団体が主体となり、中学校の施設等を活用し、スポーツや文化活動など、子どもたちに活動の場を提供します。
- ・「仲間と楽しんで活動する」「目標に向けて一生懸命に取り組む」など、子どもたちの意向を尊重します。
- ・活動団体は登録制とし、要件を満たす団体を教育委員会事務局が公募し、審査を行ったうえで登録します。
- ・子どもたちは校区を越えて、子どもたち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- ・「さやまプラス」は会費制とし、各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として受益者（各家庭）にご負担いただきます。

※部活動と「さやまプラス」の違い

	部活動	「さやまプラス」
運営主体	学校	地域の様々な団体（登録制）
指導者	教職員・部活動指導員	多様な人材、希望する教職員（兼職兼業）
参加者	当該校の生徒	生徒等（多世代間の交流を含む）
活動場所	学校施設	学校施設、地域の諸施設
費用負担	部費（実費相当）	月会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	団体ごとに加入（スポーツ安全保険等）

### (3) 「さやまプラス」の活動内容

「さやまプラス」は、アンケート等で把握した子どもたちのニーズも踏まえ、特定種目に専念する活動だけでなく、休日・長期休暇中などのレクリエーション的な活動や、複数の種目を経験できる活動も含まれます。技術の向上をめざす活動から、運動機会の確保や多世代で趣味などを一緒に楽しむ活動まで、多様な活動に広がっていきます。

活動の種類・実施団体		活動の主な目的	特徴
「さやまプラス」	技術・技能向上をめざす活動	技能・技術向上	競技経験のある指導者等による専門的指導
	スポーツ・文化活動に親しむことを目的とした活動	機会確保 楽しむ・親しむ	趣味を楽しむような活動
	レクリエーション活動	趣味を楽しむ 多様な交流	

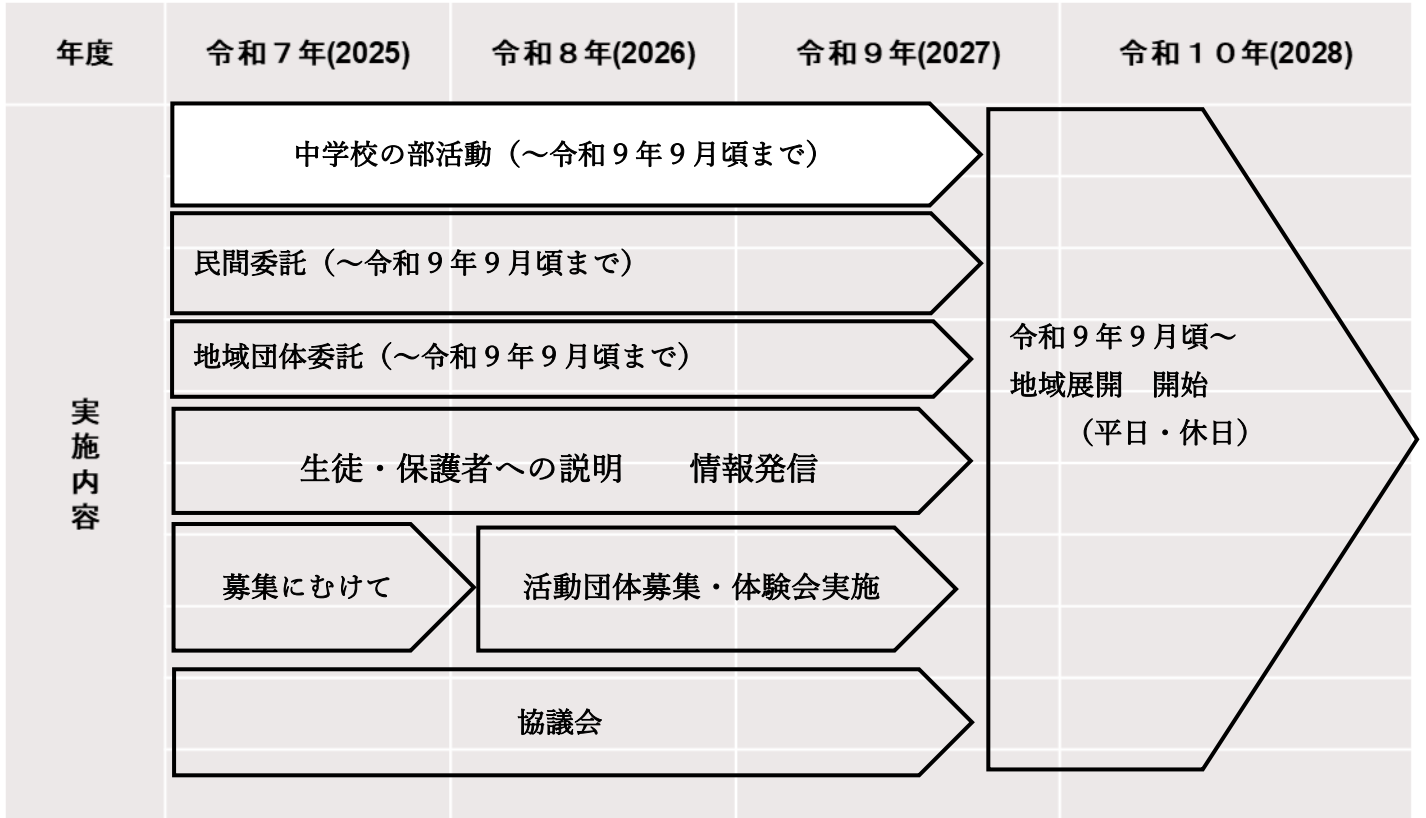
### (4) 「さやまプラス」の活動主体

「さやまプラス」では、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体など幅広い団体が大阪狭山市教育委員会の登録を経て活動主体（さやまプラスパートナー）となることで、地域の多様な人材との豊かな交流を通じ、新しい価値の創出をめざします。また、希望する教職員にも参加いただけます。（兼職兼業）地域の保護者や部活動OB等で指導に興味をお持ちの方が複数名で協力したうえで、活動主体として申請いただくことも可能です。



## (5)スケジュール

令和7年度の中学1年生が3年生になって概ね部活動を引退する令和9年8月末をもって部活動を終了（一部の種目では柔軟に対応）し、令和9年9月から「さやまプラス」を開始します。なお、施設・設備等で部活動と競合しない活動など、準備が整った一部の活動については、先行実施できるよう取り組んでいきます。



〔参考〕移行期間における対応

年度	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和9年(2027)	令和10年(2028)	令和11年(2029)
中学1年生		中学2年	中学3年		
	中学3年まで現在所属している部活動で活動できます。				
小学6年生		中学1年	中学2年	中学3年	
	中学2年の夏まで部活動に所属、その後は令和9年夏に新しく始まる「地域展開団体」の活動に参加する。「地域展開団体」の活動に参加しないことも可能です。				
小学5年生		小学6年	中学1年	中学2年	中学3年
	中学1年の夏まで部活動に所属、その後は令和9年夏に新しく始まる「地域移行団体」の活動に参加する。「地域展開団体」の活動に参加しないことも可能です。				
小学4年生		小学5年	小学6年	中学1年	中学2年
	中学校入学時から「地域展開団体」の活動に参加することができる。				

## 2. 「さやまプラスパートナー」について

### (1) 「さやまプラスパートナー」のめざす姿

本方針の趣旨に沿って活動する地域クラブを「さやまプラスパートナー」とし、その活動は以下の3つをめざすものとします。

- ① 子どもたちが主体的に活動を選択し、一人ひとりに応じた多様な参加ができる。
- ② 子どもたちが安全に活動でき、学校生活とはまた違った形での多様な体験や豊かな交流を通じて、子どもたちの健やかな成長につながる。
- ③ 子どもたちをはじめとした参加者が、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむことにつながる。

### (2) 「さやまプラスパートナー」の登録

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、大阪狭山市教育委員会に登録申請を行い、審査・登録を経て、子どもたちにスポーツや文化活動などの活動機会を提供します。登録申請については、「大阪狭山市中学校部活動の地域展開におけるさやまプラスパートナー募集要項」に基づいて行うものとします。また、登録は年度ごとの更新制とします。
- ② 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、急遽やむを得ない場合を除き、活動を登録年度途中で終了することなく、最低1年間は活動するものとします。

### (3) 活動方針の策定

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、本方針に則り、活動方針を策定するものとします。
- ② 活動方針には、「運営・活動体制」「活動内容」「活動頻度」「会費（参加費）」「定期的（少なくとも年1回以上）な会計報告」「参加者の範囲」「定員」「入退会の方法」「責任者・会計各1名」「その他必要な事項」などを定めるものとします。
- ③ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、広く活動方針を公表するとともに、その活動方針に則り運営を行うものとします。
- ④ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、活動方針を大阪狭山市教育委員会へ提出するものとします。

#### (4) 活動計画の策定

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、学校施設を使用する場合は当該中学校の学校行事等を考慮したうえで、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加予定等）を作成するものとします。
- ② 活動計画は活動の1か月以上前に公表し、参加者へ伝えるとともに、学校施設を使用する場合は当該中学校に伝えるものとします。

#### (5) 効果的な指導

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、それぞれのスポーツ・文化活動の特性を踏まえた効率的かつ効果的な活動を施し、適切な休養を取りながら、参加者が短時間に集中して取り組めるよう努めるものとします。
- ② 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、参加者の多様なニーズに応えられる指導者等の養成や資質向上の取組みを進めるとともに、大阪狭山市教育委員会が実施する研修（2⑫参照）を受講するものとします。また、参加者の安全・健康管理等に努め、必要に応じてスポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等との連携などにより、参加者を支援するものとします。
- ③ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、参加者の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、参加者がそれぞれの目標を達成できるよう、コミュニケーションを十分に図り、発達の個人差や成長期における体と心の状態等を鑑みたくえで指導を行うものとします。

#### (6) 活動報告等

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、大阪狭山市教育委員会に登録の更新を行う際に活動実績を報告するものとします。
- ② 大阪狭山市教育委員会は、「さやまプラスパートナー」において適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行うものとし、是正が必要となる場合には、「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、大阪狭山市教育委員会の指導助言に従うものとします。

## (7) 適正なスタッフ等の配置

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体のスタッフは、責任者や指導者など2名以上で構成することを原則とし、責任者は18歳以上（高校生は除く）とします。個別の事情により、原則と異なる構成が必要となる場合は、大阪狭山市教育委員会と協議するものとします。
- ② 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体が、複数の「さやまプラスパートナー」の運営を行う場合に、責任者及び会計は兼ねることができます。指導者が複数の「さやまプラスパートナー」で指導（見守りを含む）を行おうとする場合は、大阪狭山市教育委員会と協議するものとします。
- ③ 指導者の資格は必ずしも必要ではありませんが、専門的な指導を行う場合には資格取得に努めるものとします。
- ④ 「さやまプラスパートナー」として各活動における大会やコンクールに参加する場合は、審判資格の保持等、その参加要件を満たすとともに、そのための人員を確保するものとします。
- ⑤ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、指導者本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に配慮しなければなりません。また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認しなければなりません。

## (8) 教職員の兼職兼業

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、教職員をスタッフとして雇用等する際、居住地を考慮するとともに、人事異動や退職等があっても継続的・安定的に従事することが可能か確認しなければなりません。
- ② 教職員が「さやまプラスパートナー」として兼職兼業に従事する場合は、勤務校の校長の承認を得たうえで、勤務先の教育委員会の許可を受ける必要があります。
- ③ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体が、兼職兼業に係る労働時間の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教職員の服務監督を行う教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理に努めるものとします。

## (9) 事故の防止及び健康管理

「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、事故の防止及び参加者の健康管理のため、以下の事項に十分留意するものとします。

- ① 使用する用具等について定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努める。
- ② 使用する学校施設（備品も含む）に不備があった場合、速やかに大阪狭山市教育委員会に報告する。
- ③ 活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努める。
- ④ 活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の症状などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるよう指導する。
- ⑤ 使用する用具を適切に保管、又は管理するとともに、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導する。
- ⑥ 事故が発生した場合、速やかに応急手当、対応を行い、保護者及び運営団体・実施主体の責任者に報告を行う。また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じ、救急搬送が行われた場合には、所定様式にて、可能な限り速やかに大阪狭山市教育委員会に報告する。

## (10) 休養日及び活動時間

- ① 「さやまプラスパートナー」の活動は、基本的に自由参加を原則とし、競技志向の強い参加者も含め、子どもたちの志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とするため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)に準じて、1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、最大週当たり11時間程度を目安とします。短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行えるように努めるものとします。
- ② 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体が学校施設を使用する場合、体育館については、平日は16時から21時までのうち2時間程度、学校の休業日は9時から21時までのうち日中3時間程度までを基本とします。運動場については、平日は16時から18時までのうち2時間程度、学校の休業日は9時から18時までのうち日中3時間程度までを基本とします。これらの時間設定は、各校の施設状況や学校教育活動への影響等を踏まえて運用するものとします。また、今後の活動内容や地域の状況等に応じて、必要に応じて校舎内の一部施設の活用についても検討するものとします。
- ③ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、平日、学校の休業日を区別することなく、休養日を週当たり2日以上設けなければなりません。

- ④ 夏休みなど長期休業中は、別途調整を行うものとします。
- ⑤ 子どもたちの健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校始業前の活動（早朝練習）は実施しないものとします。
- ⑥ 中学校における定期考査の実施1週間前から実施までの期間や、学校行事当日及びその前後においては、参加者の実情に応じて活動を考慮するものとします。
- ⑦ 上記のほか、参加者が他の活動（学習活動等）を優先するなどの場合には、参加者本人の意向を尊重し、参加を強制しないものとします。

## （11）体罰・暴言・ハラスメントの根絶

体罰や暴言、ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても許されない行為です。これらの行為や発言について、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからと言って、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全てのスタッフが持ち、それらを根絶するための取組みを機会あるごとに行うものとします。スタッフは、被害を受けた参加者はもとより、その場に居合わせた参加者の後々の人生まで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解しなければなりません。

### 体罰等の許されない指導と考えられるもの（例）

#### 1. 殴る、蹴る等の身体的暴力

指導と称して、参加者を殴ったり蹴ったりする行為。

#### 2. 社会通念や安全確保の観点から認め難い、または限度を超えた肉体的・精神的負荷を課す行為

長時間にわたる無意味な正座や直立など、特定の姿勢の保持や反復行為を強要すること。

#### 3. パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧的・威嚇的な発言や行為、嫌がらせ等

参加者に対して、脅迫的な言葉や態度で接し、威圧感を与える行為。

#### 4. セクシャルハラスメントと判断される発言や行為

性的な言動や不適切な身体接触など、参加者の尊厳を傷つける行為。

#### 5. 身体や人格を否定するような発言や行為

「お前はダメだ」「才能がない」など、参加者の自尊心を傷つける言葉を投げかけること。

#### 6. 特定の参加者に対する執拗かつ過度な言動

特定の参加者を繰り返し標的にし、過度な叱責や指導を行うこと。

## (12) 指導者研修

「さやまプラスパートナー」の指導者（見守りのみを行うスタッフを含む）は、大阪狭山市教育委員会が指定する以下の研修を活動開始までに必ず受講するものとします。また、活動を継続する場合は、毎年受講するものとします。（※研修内容は、追加・変更する場合があります。）

- ① 中学生の指導にあたり配慮すべき事項
- ② 安全管理
- ③ 熱中症予防
- ④ ハラスメント防止

## (13) 「さやまプラスパートナー」に参加するための移動方法等

- ① 「さやまプラスパートナー」の活動では、遠方からの参加も想定されるため、参加者とその保護者等は、自転車や公共交通機関、保護者による送迎など、どのような手段を用いて参加するかクラブと情報共有するとともに、利用する中学校や公共施設等の定められた規則に従うものとします。
- ② 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底するとともに、使用施設の近隣住民にとって迷惑とならないよう対策を講じるものとします。
- ③ 「さやまプラスパートナー」の参加者が自転車を使用してクラブの活動に参加する場合は、必ず保険に加入するとともに、ヘルメットを着用するよう努めるものとします。また、中学校で定められたルールに従うものとします。
- ④ 「さやまプラスパートナー」として練習試合や大会・コンクールに参加する場合、参加者やその保護者とよく相談し、集合場所や集合時間、解散場所等を決定するものとします。参加者の移動中における引率については、必須とするものではありません。
- ⑤ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、参加者が移動中にトラブル等に巻き込まれた場合には、適切な対応を取るとともに、速やかに保護者に連絡するものとします。

## (14) 学校施設の利用

- ① 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体が学校施設の使用を希望する場合は、登録申請時に、希望する施設・設備及び曜日・時間帯等について所定の様式に記載のうえ、提出し、大阪狭山市教育委員会において利用調整を行うものとします。なお、長期休業日における使用については、別途協議のうえ、決定するものとします。
- ② 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、大阪狭山市教育委員会が定める方法により、教育長の許可を受け、学校施設を使用するものとします。
- ③ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、決められた時間内で活動を行うものとし、活動後は施設の原状復帰を原則とします。
- ④ 「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、学校が定めた所定の場所へ駐車・駐輪を行い、必要のない場所への立ち入りを行わないものとします。
- ⑤ 学校の備品（サッカーゴールや卓球台、バレーネットの支柱など）を使用することはできますが、消耗品（個人で使用するもの、ボール、ラインパウダー、救急セットなど）は原則として各運営団体・実施主体において準備するものとします。
- ⑥ 学校施設内は、禁煙・禁酒とします。
- ⑦ 教育長は、「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体が学校施設の使用許可の条件に違反し、そのほか本方針に定められた事項を遵守しない場合は、使用許可を撤回し、又は使用を停止することができます。

## (15) 中学校体育連盟等が主催する大会・コンクールへの参加

- ① 中学校体育連盟主催大会への参加を希望する「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、大阪府中学校体育連盟事務局へ必要な書類を提出し、地域クラブとして認可を受ける必要があります。必要書類等の詳細や各種競技部の細則については、大阪府中学校体育連盟のホームページを参照してください。【大阪府中学校体育連盟ホームページ】 <https://osaka-chutairen.com/>



- ② 吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、大阪府吹奏楽連盟へ問い合わせを行い、必要な手続きを行ってください。

【全日本吹奏楽連盟ホームページ：連盟規定（抜粋）、定款、大会規定等】

<http://www.ajba.or.jp/company.html#kitei>



【大阪府吹奏楽連盟ホームページ】

<https://osakasuiaren.com/>



- ③ そのほか各連盟主催のコンクール等への参加を希望する「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、各連盟へ問い合わせを行い、必要な手続きを行ってください。

## （16）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、参加者や保護者、地域住民等の理解を得ながら、継続的な活動及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するものとします。「さやまプラスパートナー」としての活動は、営利を主目的としないものとします。また、「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うものとします。

【スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」】



## （17）保険の加入

「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、スタッフや参加者に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険はもとより、自転車を使用する場合は自転車保険に加入させるものとします。争訟対応に関しての保険加入については、各運営団体・実施主体の判断とします。

## **(18) 個人情報の取り扱い**

「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、活動によって知り得た個人情報を漏洩せず、適正に取り扱わなければなりません。参加者（未成年の場合は保護者を含む）に無断で、個人が特定できる活動写真をホームページやSNS等に掲載することなどがないように、十分配慮しなければなりません。

## **(19) 登録の取り消し**

「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体が本方針において定められた事項を遵守せず、大阪狭山市教育委員会の指導に従わない場合には、大阪狭山市教育委員会は運営団体・実施主体を公表し、登録を取り消すことができます。

## **3. 大阪狭山市教育委員会等の関わり**

### **(1) 大阪狭山市教育委員会等の関わり**

- ① 大阪狭山市教育委員会は、「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体を把握し、必要に応じてヒアリングを行うとともに、本方針の内容を遵守しているかどうか、適宜確認します。
- ② 大阪狭山市教育委員会は、「さやまプラスパートナー」の安全な活動の実施に向けて下記の取組みを行います。
  - ・ 熱中症予防、頭部外傷やスポーツ外傷の予防、応急処置等について、研修を実施します。
  - ・ 大阪狭山市の関係部署と連携し、「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体へ、様々なスポーツ・医学に関する研修会を広く紹介します。
- ③ 大阪狭山市教育委員会は、「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体から、運営・活動に関する相談を受け、適宜、指導助言を行います。
- ④ 大阪狭山市教育委員会は、参加者が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、「さやまプラスパートナー」の活動内容等をホームページ等に掲載するとともに、小中学校等と連携して案内します。

## (2) 学校の関わり

- ① 学校は、当該校の生徒の「さやまプラスパートナー」への参加状況の把握に努めるとともに、必要に応じて「さやまプラスパートナー」の活動内容等について、生徒に案内するものとします。
- ② 学校は、当該校の施設を使用する「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体から、必要に応じて活動実績の報告を受け、指導助言等を行うものとします。
- ③ 学校は、当該校の施設を使用する「さやまプラスパートナー」の運営団体・実施主体から、運営・活動に関する相談を受け、適宜、指導助言を行うものとします。

## 4. その他

大阪狭山市教育委員会は、国において部活動の地域展開に関する新たな方針が示された場合など、必要に応じて本方針を改定するものとします。